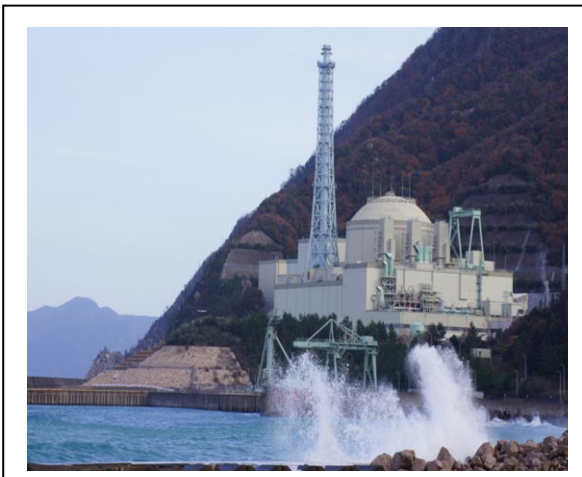


今こそ、事件の真相究明を！ もんじゅ・西村裁判(国賠)

日時 7月30日(日) 午後1時～2時30分

場所 シアター1010 第2講義室

アクセス JR・メトロ千代田線・日比谷線 「北千住駅」4番出口直結)
連絡先 高瀬 (080-1082-9980)



2017年3月13日、東京地裁は西村さんの遺品の返還を求めた裁判で不当判決を出しました。その不当性は、衣類など10点の遺品を占有したことを認めながら、何の証拠も示さず「返還したはず」「遺族の意向で廃棄した」と言い張る警察の主張を裁判所が丸飲みにし「事件性のないもの」は、「返還されるか、廃棄される」としたことです。預かったものを何の証拠も示さず、今は持っていないから返還できない!!こんな盗人を擁護する論法が許されて良いのでしょうか!

また、遺留品であるマフラーやホテルで受信したFAX紙等その存在を認めながら警察がその占有を認めていません。事件の証拠が存在し、警察に都合が悪いからです。

更に「事件性がない」とする警察の主張を何の根拠もなく追認した点も大問題です。

判決は、死亡推定時刻と遺書作成時刻の矛盾など「事件なし」とは言えないに問題が沢山出てきているにも関わらず、この点でも警察の主張を丸飲みし、警察による遺品の管理と事実の解明を放棄してしまっているのです。原子力村は嘘と隠ぺいで生き延びようとしています。私たちは絶対にこれを許しません。第二弾、第三弾を準備し、英知を集め、裁判闘争の次のステージに進みます。

交流会ではこの間の経過と今後の方針を明らかにし、運動を全国化する為の討議を行いたいと思います。ご参加下さい